

伝統産業経営基盤強化・魅力発信支援業務委託仕様書

1 委託事業名

伝統産業経営基盤強化・魅力発信支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 目的

県内の伝統的地場産業においては、後継者不足や市場規模の縮小等により、技術の継承が困難となる事例が見られる。特に、後継者の定着及び自立を実現するためには、技術継承のみならず、事業者が安定的に収益を確保し、将来にわたり事業を継続できる経営基盤を構築することが重要である。

本業務は、伝統産業関連事業者に対して専門家による伴走支援を実施し、経営課題の整理や事業計画の策定等を支援するとともに、県内伝統工芸品の魅力や価値に関する情報発信を行うことで認知度の向上を図り、伝統技術の継承及び経営基盤の強化を推進し、後継者の定着及び自立につながる環境づくりを推進することを目的とする。

4 支援対象

佐賀県が指定する伝統産業関連事業者 1 者

※伝統産業関連事業者とは、以下に示す伝統的地場産品の製造・販売等を主たる業務とする事業者を指す。

【国指定伝統的工芸品】

伊万里・有田焼、唐津焼

【県指定伝統的地場産品】

○県指定対象

鹿島錦、佐賀錦、白石焼、諸富家具・建具、西川登竹細工、名尾手漉和紙、鍋島緞通、肥前びーどろ、浮立面、弓野人形

○県指定に準ずるもの

尾崎人形、のごみ人形

5 委託業務の内容

業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 伴走支援の企画・運営

伝統工芸品や経営支援等に関する知識を有する専門家と連携しながら、支援対象事業者に対する伴走支援を実施すること。

①現状分析及び課題整理

支援開始時及び必要に応じて支援対象事業者へのヒアリングを実施し、経営状況、技術継承の状況その他必要な事項について現状分析を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業者の課題及び取組方針を整理すること。

②支援の実施

令和9年3月までに5回（1回当たり2時間程度）の個別支援を実施すること。なお、支援は対面による実施を基本とするが、必要に応じてオンラインによる実施も可能とする。

③実施計画の策定

支援対象事業者及び専門家と協議を重ねた上で、経営基盤の強化及び持続的な事業運営の実現を目指し、今後の取組方針及び具体的な行動計画を作成すること。

なお、当該計画の策定期間は1年以上5年以内とし、令和9年度（2027年度）から実施可能な内容とすること。

＜取組方針及び具体的な行動計画の項目例＞

- ・ 事業目標
- ・ 優先的に取り組む事項
- ・ 経営基盤の強化及び事業の持続可能性向上に関する取組
- ・ 技術継承、後継者育成等に関する取組
- ・ 実施スケジュール

（2）広報プロモーション

佐賀県内を対象として、県内伝統工芸品の認知度向上及び情報発信強化に資する広報プロモーションを企画・実施すること。実施手法については、SNS、ウェブサイト、広報媒体等を活用した効果的な手法を提案の上、実施すること。広報等に必要なデザインは、受託事業者にて制作すること。なお、写真等の素材提供は、必要に応じて県から行うものとする。

6 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものをデータで1部県へ提出すること。

（1）業務完了報告書

業務完了報告書には、以下の内容を含めること。

- ・現状分析結果及び抽出した課題
- ・実施した支援内容
- ・策定した実施計画
- ・広報プロモーションの実施内容及び実績

(2) 制作物等（広報に際して作成したチラシ、画像データ、記事原稿その他の制作物を含む）

7 代金の支払方法

完了払

8 その他

- (1) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (3) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (4) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、「個人情報保護法」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要が生じたときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (6) 感染症及び天災等の影響で、「5 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、県と協議すること。